

久留米市障害者差別解消支援地域協議会について

久留米市では、障害者差別の解消に向けた取組みの一環として、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、「久留米市障害者差別解消支援地域協議会」を平成31年2月に設置。

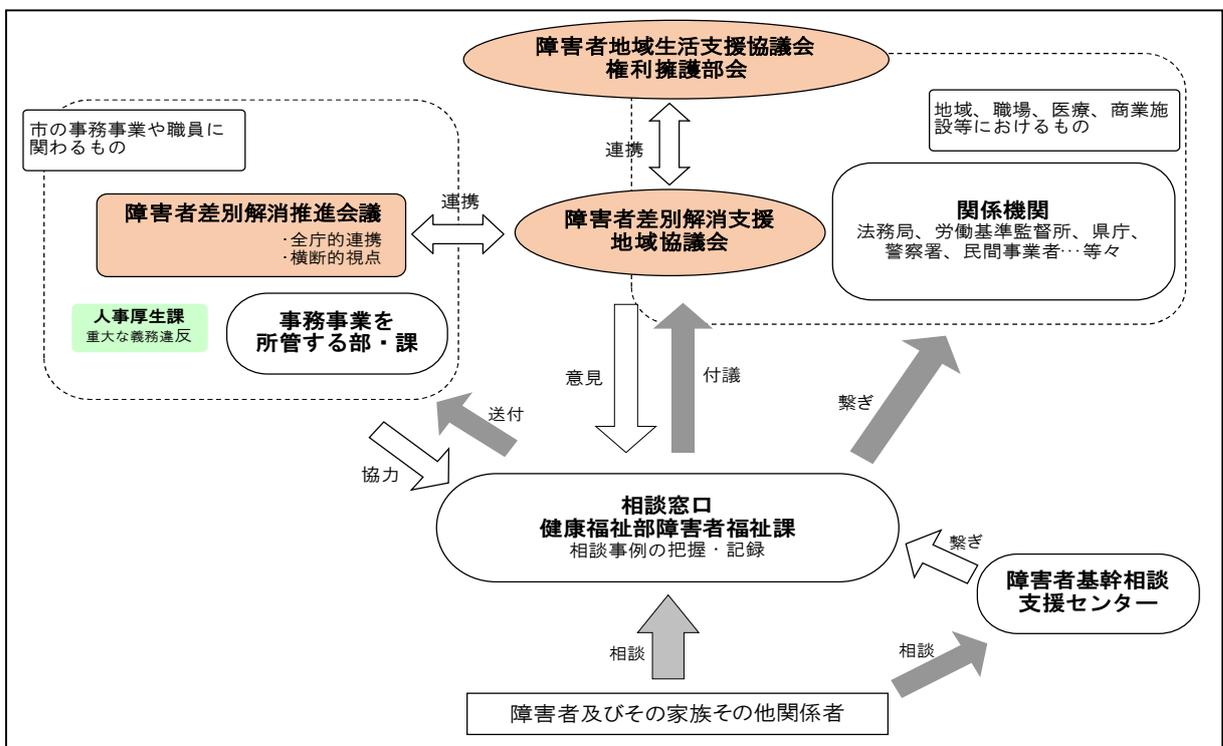
「久留米市障害者差別解消支援地域協議会」には、障害者差別に関する相談を受け付ける可能性がある団体、また、障害者差別の解消に向けた取組みについて所属団体や構成員に対して周知等を担っていただける団体などに参画いただいている。

1 久留米市障害者差別解消支援地域協議会の役割

(1) 協議事項

- ① 障害者差別に関する相談事例等に関すること
- ② 障害者差別に関する個別事案の解決に向けた助言等に関すること
- ③ 障害者差別解消のための体制整備および推進方法に関すること
- ④ 障害者差別の解消に資する取組等に関すること

(2) 久留米市障害者差別解消に関する体制



久留米市障害者差別解消支援地域協議会 委員名簿

(任期；令和3年6月1日～令和5年3月31日)

No	選出区分	所属団体名
1	当事者（7人）	久留米市身体障害者福祉協会
2		久留米市手をつなぐ育成会
3		久留米精神障害者地域家族会
4		久留米市障害者差別禁止条例をつくる会
5		久留米市障害者差別禁止条例をつくる会
6		久留米市障害者差別禁止条例をつくる会
7		久留米市障害者差別禁止条例をつくる会
8	教育（5人）	久留米市小学校長会
9		久留米市中学校長会
10		久留米市私立幼稚園協会
11		久留米市保育協会
12		久留米市立久留米特別支援学校
13	福祉等（4人）	久留米市社会福祉協議会
14		久留米市障害者基幹相談支援センター
15		久留米市介護福祉サービス事業者協議会
16		久留米市障害者支援施設協議会
17	医療・保健（1人）	久留米医師会
18	事業者等（4人）	西鉄バス久留米株式会社
19		福岡県料飲業生活衛生組合連合会筑後支部
20		久留米商工会議所
21		久留米公共職業安定所
22	法曹等（2人）	弁護士会筑後部会
23		久留米人権擁護委員協議会
24	学識経験者（1人）	久留米大学
25	地域（2人）	久留米市校区まちづくり連絡協議会
26		久留米市民生委員児童委員協議会

久留米市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第17条第1項に基づき、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する団体（以下「関係機関等」という。）が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関等により構成する久留米市障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者差別に関する相談事例等に関すること。
- (2) 障害者差別に関する個別事案の解決に向けた助言等に関すること。
- (3) 障害者差別解消のための体制整備及び推進方法に関すること。
- (4) その他、障害者差別の解消に資する取組等に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、30人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、関係機関等に属する者から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が前条の関係機関等に属さなくなったときは、その任が解かれるものとする。
- 3 委員は再任できるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要あるときは委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員及び会議に出席する者（以下「委員等」という。）は、障害者等及びその家族の個人情報の保護に万全を期すものとし、協議会において知り得た秘密を他に漏

らしてはならない。協議会の委員等を退いた後も同様とする。

(事務)

第9条 協議会の事務は、健康福祉部障害者福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行後初めて委嘱される協議会の委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、平成33年3月31日までとする。